

案件名

No. 16 公立大学法人都留文科大学定款(案)

募集期間

平成19年8月8日(水)～24日(金) **終了致しました**

担当課

政策形成課 政策担当 0554-43-1111(内線242・243)

意見数

14件(5名)

意見等の受付方法

持参 1名

メール 3名

ファックス 1名

寄せられたご意見と都留市の考え方

平成19年8月8日(水)～24日(金)までの間、意見の募集を行いました。寄せられたご意見の概要とこれに対する市の考え方を下記のとおり公表します。

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
第 11 条	<p>理事長と学長の分離型がとられている。メリット、デメリットがどのような評価基準のもとに総合判断されたのか、それを示すものは何ら付されていない。</p> <p>理事長と学長の分離型がとられ、設立団体の長の意向により、当該大学の学生・教職員とは何の関わりのない方が理事長に任命され、その理事長に反映・集約される体制となっている（同様意見 1 件）。</p>	<p>理事長と学長の別置型といたしましたのは、都留文科大学法人化準備委員会の取りまとめに基づき決定したもので、「市と大学は一体的な存在であり、大学の経営責任は重大です。そのため、その責任を担う理事長については、市長が任命し、学長とは別に置く。」という理由によります。</p> <p>詳細については、市ホームページの「都留文科大学の法人化に向けて」で公開しています。</p>
第 17 条	<p>第 5 号の「職員の人事及び評価に関する事項」から「及び評価」を削除してください。</p>	<p>第 5 号の「職員の評価」につきましては、組織の活性化を図るため、教職員の業績を適正に評価し、その結果を人事・給与等に反映させる必要があるため、理事会の審議事項としております。</p>
	<p>理事会の審議事項に次を追加してください。</p> <p>(7)重要な規定の制定及び改廃に関する事項</p> <p>(8)教育研究に関する基本的な方針に関する事項</p> <p>(9)大学に関する自己点検評価及び外部評価に関する事項</p>	<p>地方独立行政法人法（以下「地独法」という。）第 69 条に規定する「教育研究の特性への配慮」から、第 7 号及び第 9 号については、経営審議会と教育研究審議会の両審議会の審議に委ねるべきものと考えています。</p> <p>また、第 8 号につきましては、定款第 27 条第 9 号に基づき、教育研究審議会に委ねるべきものと考えています。</p>
第 17 条 第 22 条 第 27 条	<p>理事会、経営審議会及び教育研究審議会の審議事項が重複している。</p>	<p>経営審議会と教育研究審議会は、必ず置くこととされています。理事会の設置については任意とされ、都留文科大学法人化準備委員会における取りまとめに基づき決定したもので、「総合的に両審議会をより合理的に運営する機関として理事会を設置する。」という理由によります。</p>
第 22 条	<p>経営審議会の審議事項に「職員の人事及び評価に関する事項」とあるが、「職員の人事の基本的な方針及び評価の基本的な方針に関する事項」のみを審議事項とすべきである。</p>	<p>第 22 条第 1 項第 6 号に規定しております。</p>
第 22 条 第 2 項	<p>経営審議会は審議にあたっては、大学における教育研究の特性に常に配慮するものとされているが、「学問の自由と大学の自治の保障」及び「大学の自主性、自律性の最大限の発揮に常に配慮するものとする。」という規定に変更すべきである。</p>	<p>地独法第 69 条に基づき、定款に規定したものであります。</p>
第 24 条	<p>委員の任期は、2 年とする。」を、「学長」について「4 年」としてください。</p>	<p>第 24 条ただし書の規定により、学長である委員の任期は、学長である期間としております。</p>
第 27 条	<p>教育研究審議会の審議事項に、「予算の作成及び執行並びに決算に関する事項」、「大学、学部、学科その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項」、「職員の人事及び評価に関する事項」を追加していただきたい。</p>	<p>第 22 条の経営審議会の審議事項と重複する内容であり、同条第 2 項の規定のとおり、経営審議会における審議にあたって、「大学における教育研究の特性に常に配慮するものとする。」としています。</p>

項目	寄せられた意見の概要	市の考え方
第 4 章	第 4 章で「業務」という用語が使用されているが、大学は「業務」を行う団体ではないので、削除すべきである。	地独法第 8 条第 1 項第 7 号の規定により、「業務の範囲及びその執行に関する事項」を規定するものであります。
第 28 条	第 2 8 条の第 2 号以降を削除していただきたい。	
その他	定款に前文を置き、「学問の自由、大学の自治」と地方自治との関係が定款に貫かれるよう、前文に明記すべきである。	地独法第 8 条に規定する「定款規定事項」以外を規定することは、必要ないと考えています。
	地方独立行政法人法第 75 条により、理事長の解任について学長選考機関の申し出により解任するという規定をおくべきである。	

なお、上記のほか、定款に規定していないことについての意見もありましたが、省略させていただきました。

関連情報 (pdf ファイル)

[公立大学法人都留文科大学 定款 \(案 \)](http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/div/public/pdf/plan/houjinka.pdf)

(<http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/div/public/pdf/plan/houjinka.pdf>)

[公立大学法人都留文科大学定款 \(案 \) の概要 \(資料 1 \)](http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/div/public/pdf/document/houjinka_gaiyou.pdf)

(http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/div/public/pdf/document/houjinka_gaiyou.pdf)

[都留文科大学法人化検討委員会報告書 \(資料 2 \)](http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/div/public/pdf/document/houjinka_kentouiinkai_houkokusho.pdf)

(http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/div/public/pdf/document/houjinka_kentouiinkai_houkokusho.pdf)

関連情報 (都留市ホームページ)

[都留文科大学の法人化について](http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=2664)

(http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=2664)